

介護離職の構造：育児・介護休業法と両立支援ニーズ

IKEDA, Shingou / 池田, 心豪

(発行年 / Year)

2024-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675乙第258号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2024-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(経営学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030509>

博士学位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	池田 心豪
学位の種類	博士（経営学）
学位記番号	第 853 号
学位授与の日付	2024 年 3 月 24 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(2)該当者(乙)
論文審査委員	主査 教授 佐野 嘉秀 副査 教授 西川 真規子 副査 教授 佐野 哲 副査 教授 小川 憲彦 副査 准教授 北田 皓嗣

介護離職の構造 育児・介護休業法と両立支援ニーズ

1. 審査の概要

池田心豪氏より 2023 年 6 月 7 日付で博士（経営学）学位請求論文が提出された。佐野嘉秀教授を指導教員とする「論文博士」としての学位申請であり、西川真規子教授による推薦書が提出されている。当該申請を受け「経営学研究科における博士の学位申請及び審査に関する申し合わせ」における手続きに則り、2023 年 6 月 16 日開催の 2023 年度第 3 回経営学研究科教授会にて予備審査委員会（主査：佐野嘉秀、副査：西川真規子、佐野哲、北田皓嗣）の設置が承認された。

2023 年 9 月 23 日に予備審査に関わる公開セミナーが開催され、池田氏からの論文内容の報告と質疑応答を行った。10 月 20 日開催の 2023 年度第 6 回教授会にて予備審査委員会は予備審査結果の報告を行い、池田氏の学位申請受理が承認された。これを受けて同教授会にて、研究科長を委員長とする学位論文審査委員会の設置及び学位論文審査小委員会（主査：佐野嘉秀、副査：西川真規子、佐野哲、小川憲彦、北田皓嗣）の設置が承認された。

学位論文審査小委員会は、2023 年 10 月 21 日に法政大学学位規則第 20 条にもとづき、本論文を中心とし、それに関連のある学識確認の試問を行った結果、池田氏が博士学位の授与に値する学識と研究能力を有していると判定した。学位請求論文審査の結果、学位論文審査小委員会としては、学位を授与することの可否について以下の報告が妥当であるとの結論に達した。

2. 本論文の構成と内容

(1) 本論文の研究課題と方法

本論文は、日本企業の人的資源管理において人材確保上の重大な課題となりつつある介護離職抑制の観点から、仕事と介護の両立支援に関わる法制度のあり方を検討する。その際、社会学における「(社会)構造」の概念を用いた分析を行う点に特徴がある。すなわち法制度を含む社会規範としての「制度的構造」と、社会的行為に見られる規則性としての「関係的構造」に着目し、後者についての実証分析をもとに前者を構想する視点を示す。

社会学では、こうした規範や行為の規則性としての「構造」と、社会集団や人々の利害や意図に照らした「構造」の効果としての「機能」とを区別する。労働政策に関わる近年の研究では、このうち特に「機能」すなわち政策の効果検証に関わる研究の蓄積が進む。これに対し本論文では、これに先行する研究課題として「構造」の解明に注力する。すなわち仕事と介護の両立をはかる行為の構造としての「関係的構造」を明らかにし、これをもとに「制度的構造」としての両立支援制度づくりの課題の把握につなげている。

分析に主に用いるのは、池田氏の設計した家族介護中の雇用者を対象とするアンケート調査（労働政策研究・研修機構「家族の介護と就業に関する調査」（2019年））である。同調査データの分析をもとに、「関係的構造」に相当する家族介護者の働き方・休み方の実態と意識をとらえ、両立支援制度へのニーズを読み取ることで、「制度的構造」すなわち介護離職防止に向けた育児・介護休業法のあり方への実践的な含意を得ている。

(2) 論文構成

序章 介護離職問題と両立支援の現在地

第1章 法制度と実態の乖離を問う—本研究のための「構造」概念の整理

第2章 介護離職防止のための法政策—育児・介護休業法の枠組み

第3章 長期介護休業の必要性—その理由の多様性に注目して

第4章 日常的な介護と介護休業—介護休暇・短時間勤務との代替関係

第5章 介護者の健康と両立支援ニーズ—生活時間配分と健康問題の接点

第6章 介護サービスの供給制約と介護離職—介護の再家族化と両立支援ニーズ

第7章 「望ましい介護」と仕事の両立—介護方針の多様化と介護離職

第8章 介護離職と人間関係—職場・介護・友人との関係に着目して

終章 多様性に対応した両立支援に向けて

(3) 概要

序章では介護離職の防止に関わる政策課題と現状を紹介し、介護離職に関連する諸変数の特定を目指すという本論文の研究目的を明示したうえで、章構成及び各章の分析結果を要約的に示す。第1章では、本論文全体を貫く分析視角として、制度的構造と関係的構造の二元構造として社会構造をとらえる概念整理を行う。さらに第2章は、本論文で主に焦

点を当てる制度的構造として、介護離職の防止に関わる育児・介護休業法の規定と課題を整理している。

第 3 章では、介護離職をめぐる制度的構造と関係的構造の乖離の一側面として、長期休業への家族介護者のニーズを分析する。制度利用者は少ないものの法定の 3 か月を超える長期の介護休業が必要となる理由として、現行法の想定にない日常的な介護や介護者自身の健康問題への着眼が重要であることを指摘する。

これを受けて、第 4 章と第 5 章では、長期の介護休業ニーズに対して、先行研究のように介護休業、介護休暇、短時間勤務を互いに異なる用途の両立支援制度として論じるのではなく、相互の代替的關係を分析することの重要性を示す。分析から、長期の介護休業ニーズに対しては、介護休業期間の延長に代えて、短時間勤務や介護休暇による対応も可能であることを示す。

第 6 章では、介護離職をめぐる制度的構造と関係的構造の関係をとらえる視野を介護保険制度にも広げ、介護保険制度のもとでの介護サービスの供給制約と介護離職との関係を検討する。分析から、介護サービスの供給制約が、介護に伴う疲労や傷病といった介護者の健康問題との関係で問題となっており、これへの対応のためにも短時間勤務が有効となりうることを示す。

第 7 章では、介護領域の関係的構造として、家族介護者の介護方針に焦点を当て、要介護者の自立重視と比べて献身的な介護方針は介護離職リスクを高めるものの、短時間勤務で対応できる可能性を示す。さらに第 8 章では、家族や友人そして職場における人間関係に分析を広げ、家族・友人関係の悪化にともなう介護離職リスクにも短時間勤務で対応可能であることを示す。

終章は以上のまとめにあたる。実証分析からの主な事実発見として、1) 家族介護者の日常的な介護への対応と自身の健康問題を背景とする長期介護休業へのニーズは、介護離職のリスクを高めること、2) 介護休業・介護休暇・短時間勤務へのニーズは相互に関連し、長期の介護休業へのニーズに短時間勤務で対応することでも介護離職を抑制できること、3) 介護に伴う健康状態の悪化や家族・友人との関係悪化による離職リスクにも短時間勤務で対応しうることを指摘する。これを踏まえ介護離職防止に向け、短時間勤務制度のあり方の検討が重要な実践的課題であるとする。また関係的構造と制度的構造との関係を問う本論文の視点のより一般的な実践的含意として、制度立案時に想定していない制度利用も含め、労働者の行動範囲を把握し、複数の制度の代替・補完関係の組み合わせにより、多様な問題に対応するという考え方の有効性を主張する。

3. 本論文の審査結果

(1) 評価すべき点

主査と副査による一致した意見は以下のとおりである。

第 1 に、本論文は、家族介護者の介護離職のリスク認識を手がかりに、緻密な先行研究の

検討と堅実な実証分析をつうじ、仕事と介護の両立を困難にし、介護離職リスクを高める要因を探索的に明らかにしている。これにより育児介護休業法に基づく両立支援制度のほか、介護保険制度、家族介護者の介護方針や要介護者や家族との関係までのはば広い要因間の関係を解明する。また家族介護者の認識に即して、仕事と介護の両立の手段としての短時間勤務制度の効果と政策的妥当性を説得的に示している。家族介護と就労に関わる実態と諸問題、これへの解決策を広い視野から体系的に明らかにしている点で、同領域の研究蓄積と実践的な理解に大きく貢献する研究であると評価できる。

第2に、研究蓄積の多いEBPMとは異なるアプローチとして、制度的構造と関係的構造という概念を用いて法的制度と実態との対応関係を分析し、実態を踏まえて制度上の課題をとらえる政策検討のプロセスを明示している。基本的に使用者の責任を規定する労働関連の法制度の分野では、労働者に対する法規範の拘束力は高いとはいえず、また労働者保護の趣旨からも、制度利用を含む労働者の行為の規則性をもとに、法制度の課題を検討する視点はとりわけ有効でありうる。このように特に雇用・労働政策の検討に有効な新規性のある方法論を提案する点で、育児・介護休業法への含意を超えた実践的な貢献を果たしている。

第3に、本論文で示された関係的構造と制度的構造との関係を分析する考察プロセスも、今後の政策的研究に向けて意義ある考え方を示す。特に家族介護は、担い手の属性や介護方針、要介護者の要介護度、利用可能な施設介護の状況や家族等からの手助けなどの面で、多様な性格をもつ。これに応じて支援制度へのニーズも多様でありうる。しかし法制度としては、すべてのニーズごとに個別な制度を用意しきれない。こうしたなか、本論文では、介護をめぐる当事者の行為の規則性をとらえ、これへの制度的対応を基本としつつ、制度間の代替関係と補完関係を前提に、制度の組み合わせで多様な支援ニーズに対応するという視点を提示する。こうした視点は、介護だけでなく、育児期や病気時、高齢期の就業継続を支える法制度の検討においても広く有効となりうる。

第4に、こうした方法論の提示にとどまらず、設定した分析枠組みをもとに、実践的に有意義な制度上の課題を具体的に明らかにしている。すなわち育児・介護休業法の制定時に想定されていない点として、実証的な分析をもとに、家族介護者の日常的な介護や介護者自身の健康問題が介護離職のリスクを高めること、同リスクの低減のためには、制度利用者の少ない介護休業期間の長期化によらずとも、短時間勤務制度で対応可能であることを示す。これは、短時間勤務を選択的措置義務と位置づける2016年改定現行法の意義を支持する事実発見であり、本論文の分析枠組みの実践的有効性が確認できる。

第5に、本論文は、雇用・労働分野の先行研究を基本としつつも、介護に関わる社会福祉及び家族社会学の領域の先行研究も積極的に取り入れることで、介護離職に影響を与える広範囲な要因の関係を解明している。特に第6章では介護保険制度に関わる介護の脱家族化の現状、第7章では介護方針、第8章では家族・友人との人間関係と介護離職との関係をそれぞれ分析する。結果として、家族介護に関わる福祉・家族研究の文脈からの研究蓄積に対しても、雇用・労働に関わる関心からの新たな知見を加えている。

(2) 残された課題

残された課題として3点を提起したい。

第1に、本書の主要概念である制度的構造と関係的構造の概念及び両者の理論的関係のさらなる精緻化に基づく分析が期待される。すなわち、介護方針をめぐる家族規範などの法制度以外の規範の制度的構造への位置づけ、関係的構造という概念の定義に立ち戻っての当事者間の相互行為の解明、潜在的行為としての両立支援ニーズと実際の両立支援行為との峻別、構造化過程すなわち相互行為が関係的構造を形成し制度的構造の変化を自律的に促す動的過程の解明といった方向への研究の発展が求められる。

第2に、介護離職リスク低減という実践に向けて、また企業内での管理プロセスに着目する経営学的な視点からも、法制度と必ずしも一致しない企業レベルでの両立支援制度や職場マネジメント等の人的資源管理に関わる要因に焦点を当てた研究が期待される。さらには、介護保険制度及び地域包括ケアシステムのもとでの介護サービスのより詳細な利用状況など、本論文では主な焦点を当てていない要因を取り込んだ分析も課題となりうる。

第3に、いわば介護問題の最先端にある日本社会についての分析だけに、本研究の成果の国際的な貢献に向けて、EBPMの批判的検討や、ケアラーとしての家族介護者に焦点を当てた研究、福祉国家と脱家族化に関する議論などの国際的な研究蓄積に対するより包括的な検討と本研究の位置づけが期待される。

とはいえこれらの課題は、いずれもさらなる大幅な紙幅を費やしての精緻な考察を要するものであり、一定の完結性をもった本論文の中で行うべきものでは必ずしもない。むしろいずれも申請者の今後の本格的な研究としての発展に期待するものである。

(3) 結論

本論文については、今後の研究として発展を期待する幾つか課題を指摘できるものの、本研究の学術的貢献を損なうものではない。池田氏には、本論文に残された課題に取り組みながら研究に精進して頂き、今後更なる学術的貢献を期待したい。

ここに、審査小委員会は、全員一致で本論文が博士（経営学）の学位資格を十分に備えているとの結論に達した。

以上